

高島町新庁舎建設工事 追加指示事項【2回目】

1. 確認申請指摘による構造図の変更

<変更箇所>

添付図面 S-29、S-31、S-34、S-37、S-44、S-63K 計 6 枚の赤字雲マーク部分

2. 3月16日送付の質問書回答の誤記訂正

・質問 25 の回答 SP10→SD10 としてください。

(建具) 【質問 25】 図面番号 A-52・55・56

下記建具の数量が建具キープランと建具表とで相違しておりますが、建具キープランを正と考えて宜しいでしょうか。

	建具キープラン【正】	建具表
・SD10…	4	3
・SP24…	2	1

→SP10は4か所としてください。SP24は1か所(教育長室)とし、相談室3南側はSP23とし、SP23は3か所としてください。

<変更箇所>

→SD10は4か所としてください。SP24は1か所(教育長室)とし、相談室3南側はSP23とし、SP23は3か所としてください。